

様式第11の3（第9条の5関係）（平11通産令132・追加、平12通産令10・旧様式第11の2
線下・一部改正、平15経産令72・平27経産令6・令元経産令1・令2経産令92・一部改正）

【書類名】 意見書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁審査官 殿
（特許庁審判長 殿）

【事件の表示】

【出願番号】

【商標登録出願人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【発送番号】

【意見の内容】

【証拠方法】

【提出物件の目録】

〔備考〕

- 1 「【あて先】」は、特許庁審査官による命令の場合はその命令を発した特許庁審査官、特許庁審判長による命令の場合はその命令を発した特許庁審判長とする。
- 2 「【事件の表示】」の欄は、次の要領で記載する。
 - イ 「【出願番号】」には、「商願〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇」、「国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号」又は「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のように記載する。
 - ロ 書換登録申請については、「【出願番号】」を「【申請番号】」とし、「書換〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇」のように書換登録申請の番号を記載する。
 - ハ 審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄に「【審判番号】」の欄を設け、「不服〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇」のように審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」の欄に出願の番号（書換登録申請に対する審判にあつては、「【申請番号】」の欄に申請の番号）を記載する。
- 3 審判に係属中は、「【商標登録出願人】」を「【審判請求人】」とし、書換登録申請については、「【書換登録申請者】」と記載する。

- 4 「【発送番号】」の欄には、拒絶理由通知書等に記載された発送の番号を記載する。
- 5 その他は、様式第2の備考1から4まで、20から22まで、26、29から31まで及び40から44まで並びに様式第10の備考2、4及び5と同様とする。